

「築田家文書の世界」Ⅲ — 書状類② —

新井浩文

はじめに

小稿は、前回(1)に引き続き「築田家文書」書状類五四点のうち、以下の永禄期の一四点について紹介を行うものである。なお、No.の文書番号は、拙稿(2)に掲出した文書一覧の【表】No.である。

- | | | | |
|----|-------------|-------|--------------|
| 23 | 弘治四年(一五五八) | 六月朔日 | 足利義氏条書 |
| 24 | 弘治四年(一五五八) | 六月朔日 | 足利義氏条書 |
| 25 | 永禄元年(一五五八) | 六月朔日 | 足利義氏書状 |
| 26 | 永禄元年(一五五八) | 六月朔日 | 足利義氏書状 |
| 27 | 永禄元年(一五五八) | 六月十四日 | 足利義氏書状 |
| 28 | 弘治四年(一五五八) | 六月十九日 | 足利義氏過書 |
| 29 | 弘治四年(一五五八) | 六月十九日 | 足利義氏条書 |
| 30 | 永禄元年(一五五八) | 六月廿日 | 北条家印判状 |
| 31 | 永禄四年(一五六一) | 十月十五日 | 近衛前久書状 |
| 32 | 永禄七年(一五六四) | 三月十日 | 上杉輝虎書状写 |
| 33 | 永禄十年(一五六七) | 四月廿一日 | 足利義氏契状 |
| 34 | 永禄十年(一五六七) | 六月廿七日 | 足利義氏条書 |
| 35 | 永禄十年(一五六七) | 八月八日 | 足利義氏書状 |
| 36 | 永禄十一年(一五六八) | 八月五日 | 築田道忠書状 |
| 37 | 年末詳 | 十一月十日 | かさい(芳春院殿力)書状 |

文書の形態は、いずれもほぼ当時の原型をとどめており、No. 25・26・27・33・34には、切封墨引跡が残っているほかNo. 33以外のすべての文書には封紙も残っている。また、足利義氏の印文「大和」朱印は、23・24・28・29の条書や過書に捺されている。なお、No. 30の北条家朱印状は、築田晴助が、北条氏康より他領から築田領に逃亡した者の召還期間を、北条氏綱の代の一〇年から五年に短縮すべきことを命じられたもので、前回紹介したNo. 19の関連史料である。その根拠として北条家の掟Ⅱ壁紙が挙げられている点は、法制史料としても貴重であろう。このほか、No. 32は上杉謙信書状の写であるが、その伝来について築田助繩が米沢移封後に関与していた事が記しており注目される。

註

- (1) 拙稿「築田家文書の世界Ⅰ—起請文—」(『研究報告』一七 二〇一三年、千葉県立関宿城博物館)
- (2) 拙稿「築田家文書の世界Ⅱ—書状類①—」(『研究報告』一八 二〇一四年、千葉県立関宿城博物館)



23 弘治四年六月朔日 足利義氏条書

(茨城県古河市)

(千葉県野田市)

一、古河五ヶ村望申候、被成御意得候、然者、於閑宿城廻、此度進上之地書立御披見候、何も纒之下地共候間、無御合点候、来秋御検見之上、古河五郷土貢之員数相当ニ程之地も

(北条)

可被召置候、是則氏康入慮申合候筋目ニ候事、

(築田晴助)

(茨城県五霞町)

一、中務抱来候当知行、為始山王山、聊も御綺非分成儀有之間敷候、心易可存事、

一、属中務親類中事、争兔角之儀、可被仰出候哉、若

自横合申上旨候共、於中務ニ可被尋下候、畢竟落着者、中務計ニ可有之事、

一、御奏者之儀、別紙ニ雖被定之候、自今以後者如書立可走廻事、

一、於閑宿、横田彦四郎屋敷被遣事、

以上、御印判

五ヶ条

(朱印、印文「大和」)

弘治四年 六月朔日

治四年

【寸法】 (本紙) 縦三六・二cm×横五一・六cm

(朱印) 縦 四・五cm×横 四・五cm

【備考】 斐紙



24 弘治四年六月朔日 足利義氏条書

五ヶ條之外、追而

(栃木県足利市)

(築田晴助)

一、築田名字之地古河仁被立御座候砌迄者、中務

懇承候事、実儀候歟、其分二候へハ、申所無余

(景長)

(北条)

儀候、長尾かたへ堅可申断候、氏康前二可有

之事、

(朝興)

一、小田助三郎事、如前々可属中務儀、数ヶ度

被加御下知候處、従前々拘来所領之事、

第一致侘言間、無御了簡過來候、加様之

望有慮、自前代馬寄之儀被仰付候者、

定強而兔角不可申得候由、思召候、其上

(北条)

(長泰)

尚以氏康、成田下總守ニも意見簡要之事、

以上

弘治四

(朱印、印文「大和」)

年六月朔日



【寸法】

(本紙) 縦三六・二cm×横五一・六cm

(朱印) 縦 四・五cm×横 四・五cm

【備考】 斐紙



25 (永祿元年) 六月朔日 足利義氏書状

(封紙ウハ書)

「築田中務太輔殿

(端裏) (晴助)

「(切封墨引)」

(千葉県野田市)

就今度関宿之城進上、属

(北条) (茨城県古河市)

氏康、古河之城之事申

上之間、速被相任候、可致在

城候謹言、

(永祿元年)

六月朔日 義氏(花押)

(晴助)

築田中務太輔殿



【寸法】

(本紙)

縦二二・五 cm ×

横五一・〇 cm

(花押)

縦三・七 cm ×

横五・三 cm

【備考】斐紙



26 (永禄元年) 六月朔日 足利義氏書状

(端裏)

「(切封墨引)」

(北条)

今度属氏康関宿之城進上」申候、巷可然被思召間、可被立」

(築田晴助)

御座候、中務存寄候所、不浅忠」儀被思召候、此上者末代可被

加」御懇切間、弥可令抽忠儀事、簡」要仁被思召候、謹言、

(永禄元年)

六月朔日 義氏(花押)

(晴助)

築田中務太輔殿



【寸法】 (本紙) 縦二二・五cm ×

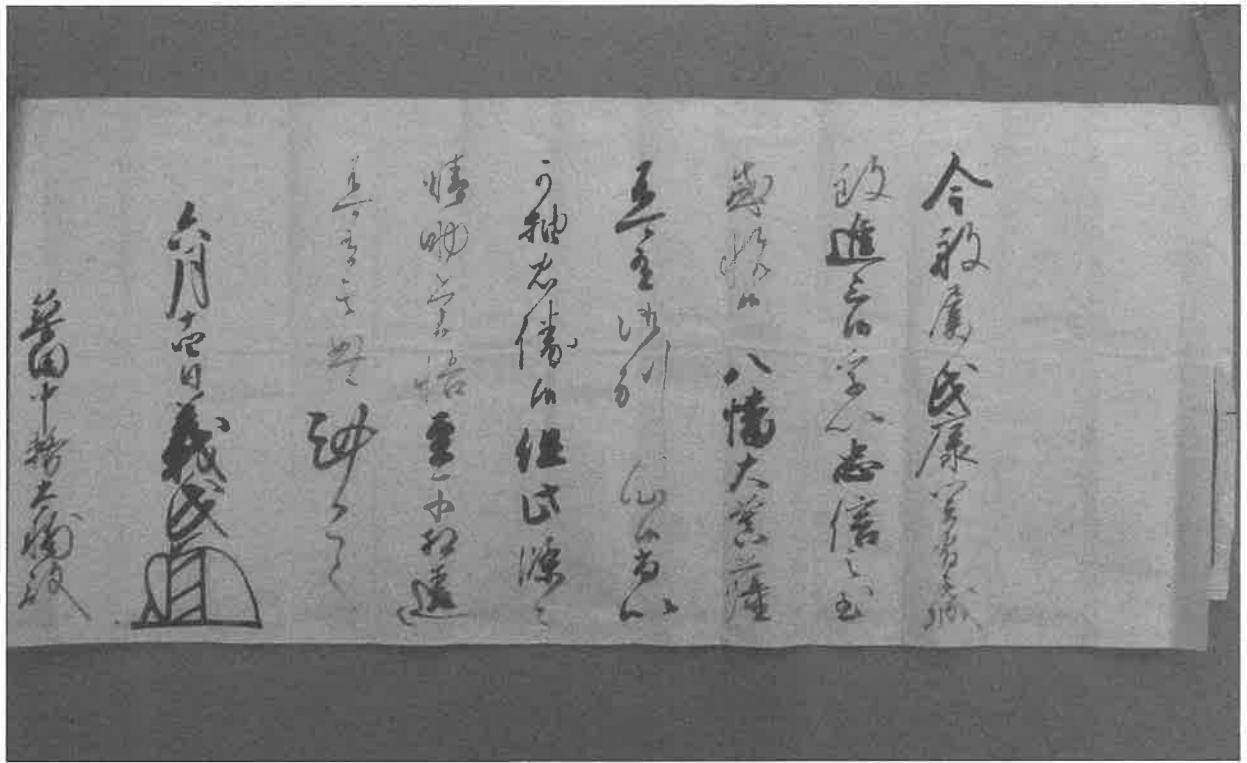
横五一・〇cm

(花押) 縦 三・七cm ×

横 五・三cm

【備考】 斐紙

本文中の「」は改行を示す。



27 (永祿元年) 六月十四日 足利義氏書状

(封紙ウハ書) (晴助) (足利)

「築田中務太輔殿 義氏」

(端裏)

「(切封墨引)」

(北条)(千葉県野田市)

今般属氏康、関宿之城「致進上候、孚以忠信之至」感悦候、八幡大菩薩「不可有御別心候、尚以」可抽忠儀

(築田)

候、但此條々「晴助覚悟至于相違者、」不可有其曲候、謹言、

(永祿元年)

六月十四日 義氏(花押)

(晴助)

築田中務太輔殿



【寸法】 (本紙) 縦二二・五 cm ×

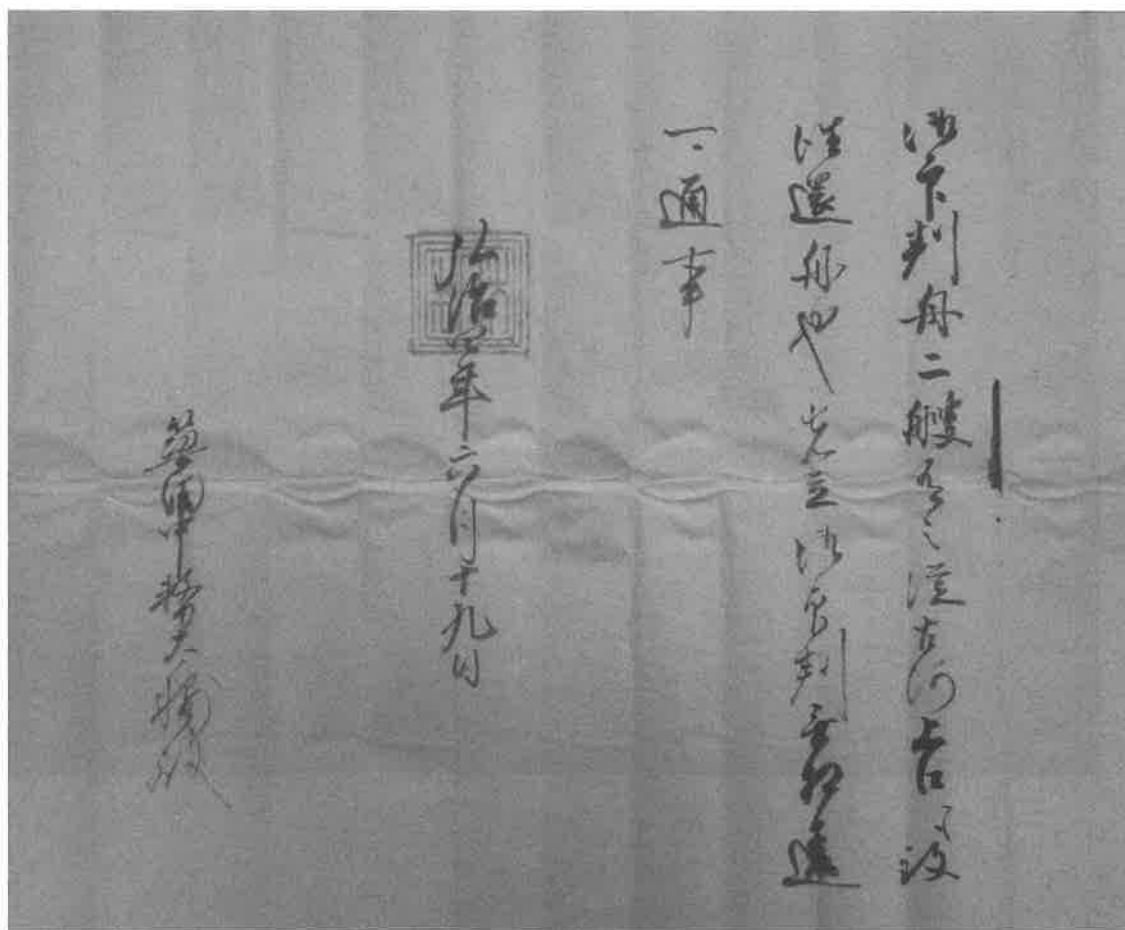
横五〇・八 cm

(花押) 縦 四・一 cm ×

横 五・五 cm

【備考】 斐紙

本文中の「」は改行を示す。



28 弘治四年六月十九日 足利義氏過書

(茨城県古河市)
御印判舟二艘有之、從古河上口へも致
往還舟也、先立御印判無相違
可通事、

弘治四年六月十九日
(朱印、印文「大和」)

(晴助)
築田中務太輔殿



【寸法】 (本紙) 縦 三五・四 cm × 横 五〇・五 cm
(朱印) 縦 四・五 cm × 横 四・五 cm
【備考】 斐紙

覚

一 知行分不入之事

付外、相定外、非分之伝馬押立、雑色廐者、餌指以下慮外之事

一 秋務取納、互町人以下可移事

一 利根川舟路并古河通商人船、不可有横合、

但於閑宿、自前々致沙汰舟役之儀者、可被仰付事、

仰付事

一 築田知行之内、并、舟役可申付儀、尤被任前々筋目之事、

任前々筋目之事

一 法料不方法等、知行築田成敗、互人召仕間敷事、付、百姓等迄も致他奉公者知行之内、

不可指置事、

不可指置事



弘治四年六月十九日

築田中務太輔殿

29 弘治四年六月十九日 足利義氏条書

覚

一 知行分不入之事、
付、相定外、非分之伝馬押立、雑色廐者、餌指以下慮外之事、

一 秋務取納、互町人以下可移事、

一 利根川舟路并古河通商人船、不可有横合、
(茨城県古河市)

但於閑宿、自前々致沙汰舟役之儀者、可被仰付事、

一 築田知行之内、并於古河、舟役可申付儀、尤被任前々筋目之事、

一 御料所方諸奉公之知行、築田成敗、互人召仕間敷事、付、百姓等迄も致他奉公者知行之内、

不可指置事、

不可指置事、

以上



弘治四年六月十九日

(朱印、印文「大和」)

(晴助)

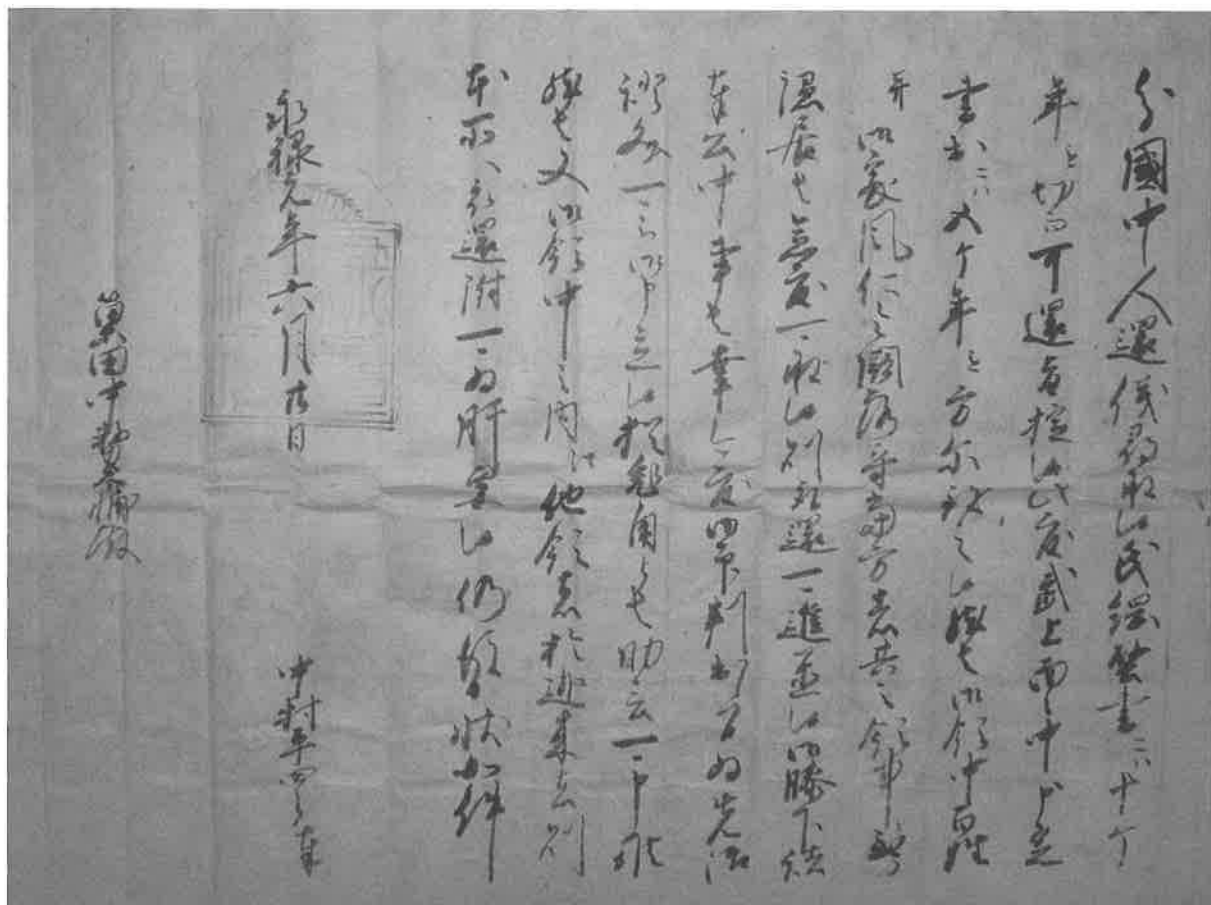
築田中務太輔殿



【寸法】 (本紙) 縦三五・五cm × 横五〇・三cm

(朱印) 縦 四・五cm × 横 四・五cm

【備考】 斐紙



30 永祿元年六月廿日 北条家朱印状

(北条)

分国中人還儀尋承候、氏綱壁書ニハ十ヶ

年を切而可還旨掟候、此度武・上面々中へ申定

書出ニハ五ヶ年と方尔致之候、然者御領中百姓

并御家風仁令闕落守当方者共之領中ニ至り

隱居者急度可承候、則取還可進置候、御膝下諸

奉公中事者、幸今度御印判出候間、為先御

証文可被御申立候、猶兎角之者助言可申候、

然者又御領中之内江他領者於迎來者、則

本所へ被還附可為肝要候、仍後日状如件、

(「禄寿応穩」朱印)

永祿

元年六月廿

日

中村平四郎

奉

(晴助)

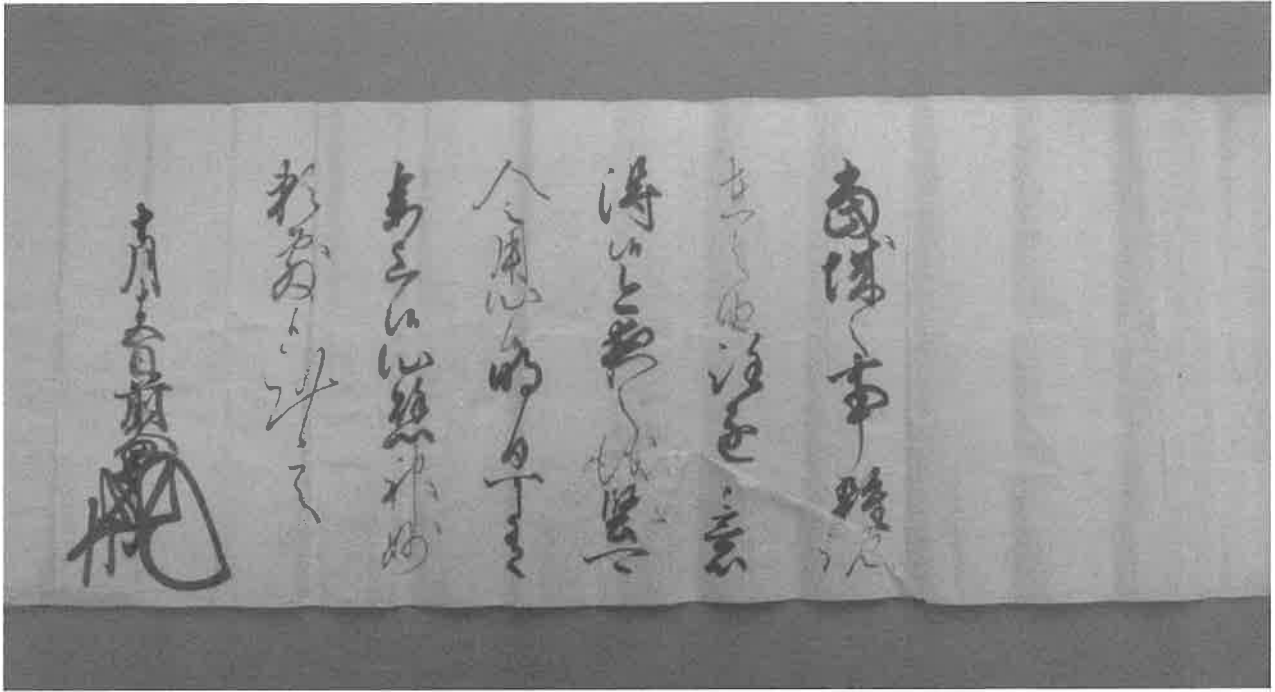
築田中務太輔殿

【寸法】

(本紙) 縦三四・九cm×横五一・五cm

(朱印) 縦九・五cm×横七・三cm

【備考】 楮紙



31 (永禄四年) 十月十五日 近衛前久書状

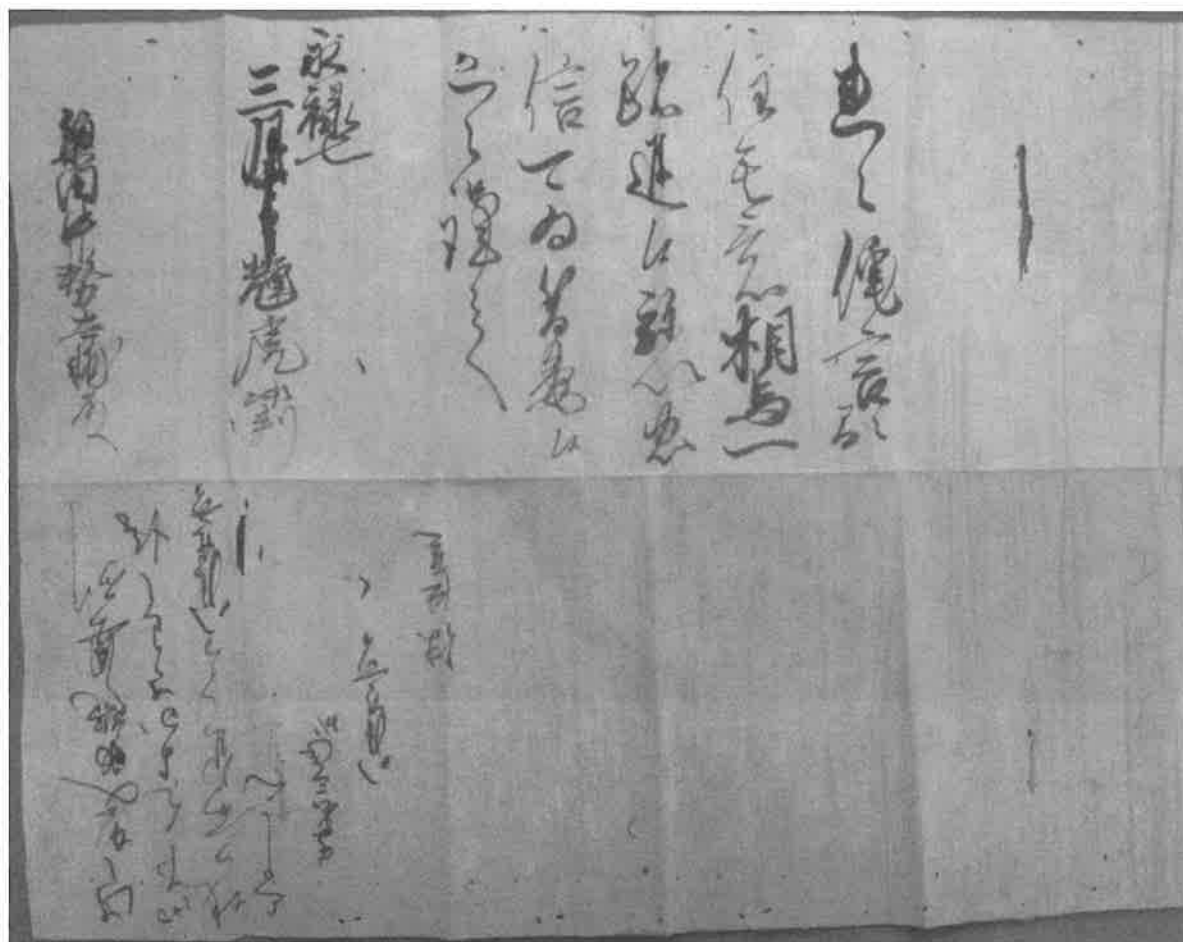
(古河城)
 当城之事、雜説
 在之由注進候、意
 得候、今夜之儀、堅可
 令用心候、明日可有
 参上候、心懸神妙
 頼敷候、謹言、

(永禄四年)
 十月十五日 前久(花押)

(礼紙ウハ書「切封墨引」)
 「築中殿 前久」



【寸法】 (本紙) 縦三四・〇cm×横四六・〇cm
 (花押) 縦 五・二cm×横 五・七cm
 【備考】 楮紙
 礼紙を本紙の裏に貼付。
 本紙中央に花押の移墨あり。



32 永祿七年三月十日 上杉輝虎書状写（折紙）

連々侘言候間、
任其意、相馬一
跡進候、弥以忠
信可為簡要候、
恐々謹言

永祿七 (上杉謙信)

三月十日 輝虎御判

(晴助)

築田中務太輔殿

(見返)

(築田)

此之本文助繩奥州

(米沢) (山形県米沢市)

御下候て、よなさわ之彼

地御所望候間、八月廿六日

上申候也、

慶長三年戊

八月廿六日

使伊豆

【寸法】 (本紙) 縦三三・五cm×横四二・〇cm

【備考】 楮紙

33 (永祿十年) 四月二十一日 足利義氏契状

(端裏)

「(切封墨引)」

(北条)

一、今度属氏政進退儀侘言申上候、被任氏政意見、被成」

(築田晴助・持助)

御赦免候、此上至于忠信者、被」对父子、永代上意可有御

懇」切事、

付、父子参上申刻、不可被留置、」自今已後、家中・

親類被引分間敷事、

(千葉県野田市)

一、関宿地返上可申处、無其儀候、」雖然氏政達而意見之上者、」無御了簡被任申、御落着事、

(茨城県古河市)

付、関宿・水海兩地不可有御望」事、

一、氏政任助言、相馬要害一跡」并本領・同新所拾郷、去年」

如被仰定、御落居無異儀事、

付、御座所何方成共、向寄地」氏政致談合、堅固模様可

走廻事、

已上、

右、任氏政意見、条々御落居候、」無偽处、 八幡大菩薩可有」

(ママ)

照覧候、此上者、可極忠信間、立越」前々可走廻儀可為専肝者也、」謹言、

(永祿十年)

四月廿一日

(足利)

義氏(花押)

(持助)
築田八郎殿

(晴助)
同中務太輔殿



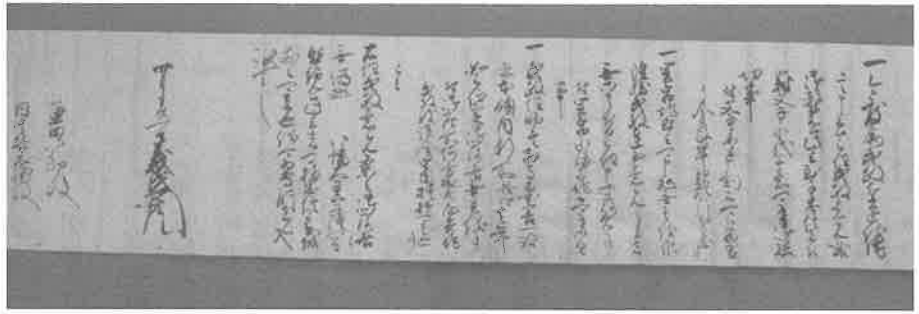
【寸法】 (本紙) 縦二〇・八cm×横九五・三cm

(花押) 縦 五・〇cm×横 五・一cm

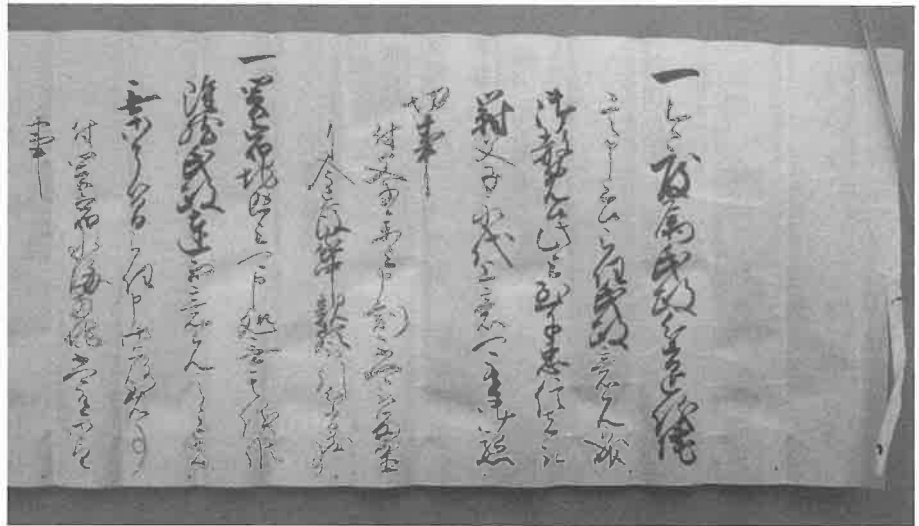
【備考】 斐紙

本文書には封紙がないが、No. 35 文書の封紙が該当するか。

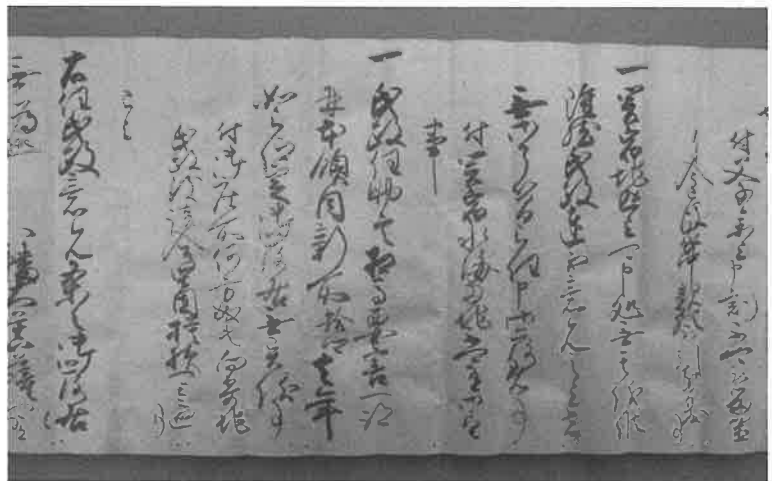
本文中の「は改行を示す。



33 (永禄10年) 4月21日 足利義氏契状



(同上 前段部分)



(同上 中段部分)



(同上 後段部分)

34 (永祿十年) 六月二十七日 足利義氏条書 (切統紙)

(封紙ウハ書) (足利)

「左京大夫殿 義氏」

(端裏)

「(切封墨引)」

(治胤)

一、相馬孫三郎懇望筋目度々申上間、如返答者、要害可相渡趣申遣処、此度可任其儀由申来事、

一、不慮之吉事出来、定可為満足候、「遠山人衆五百も三百も即時被指越、要」害可被請取、御膝下之各々、十騎も十五騎も可指添事、

一、此時悠々ニ有覚悟、於横合出来者、「年来之儀、度々以身血忠信逼塞由被申儀も、悉可為反古候、義氏本意之安危時二度不可到間、御一騎にても」城際迄可被進

(共カ)

御馬候存、爰元人数儀、一刻も急度可被申付事、「付、奉公者共書立遣候、三日内可指越事、

(茨城県守谷市)

一、相馬地速於請取者、当年中古河へ可移御座候、其砌

(晴助)

相馬地築田可被渡遣間、只今築田不可有異儀事、

(梁田助良)

一、去四月築田為代官右京亮・舞木以兩人申上時、狩野

(泰光)

飛驒守を当地迄指添、証文儀被申間、不及是非、氏

(千葉県野田市)

政父子被申ニ被相任候、彼証文ニも築田関宿地居成之上者、自余御座地見立、可走廻儀、可為忠信第一由、被頭之候、「可為此時事、

以上

(永祿十年)

六月廿七日 義氏(花押)

(北条氏政)

左京大夫殿

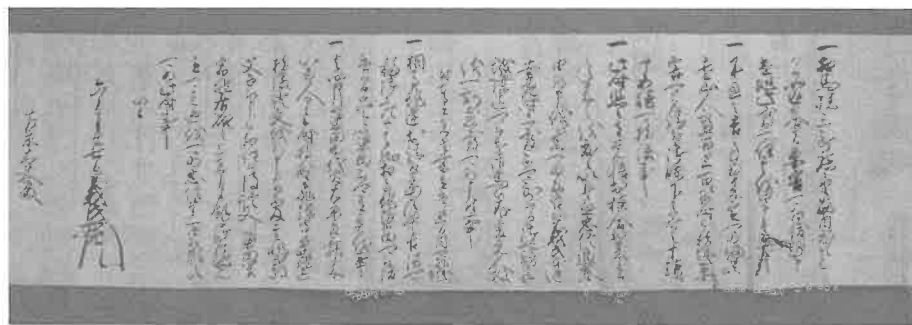


【寸法】 (本紙) 縦二二・三 cm × 横八四・六 cm

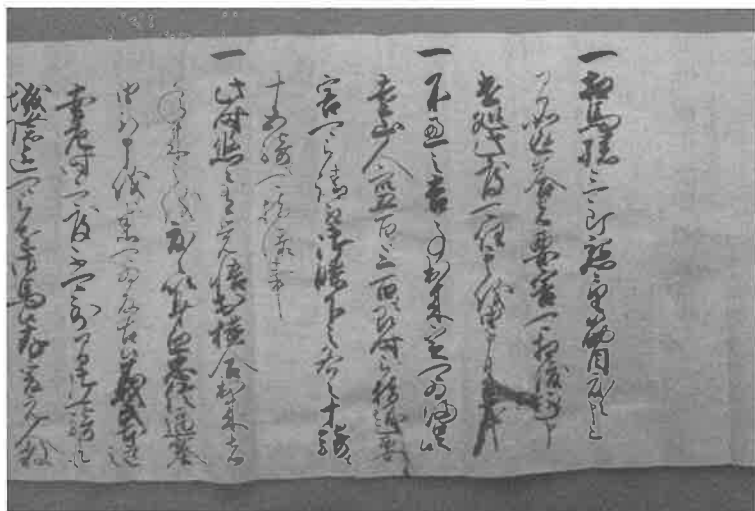
(花押) 縦 四・八 cm × 横 五・〇 cm

【備考】 斐紙

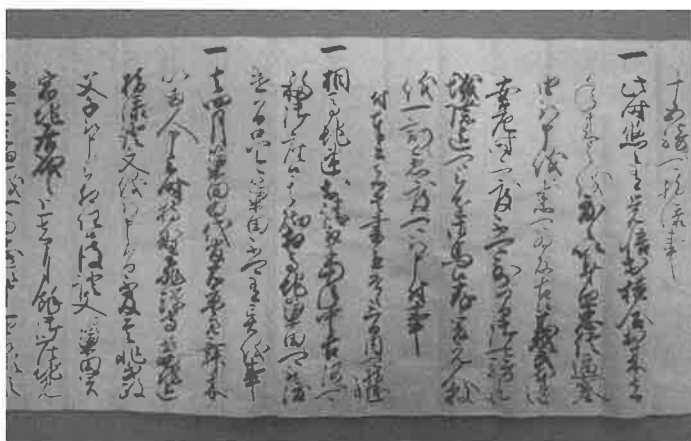
本文中の「は改行を示す。



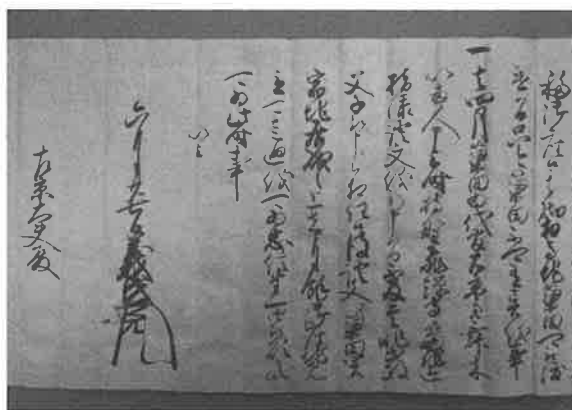
34 (永禄10年)6月27日 足利義氏条書



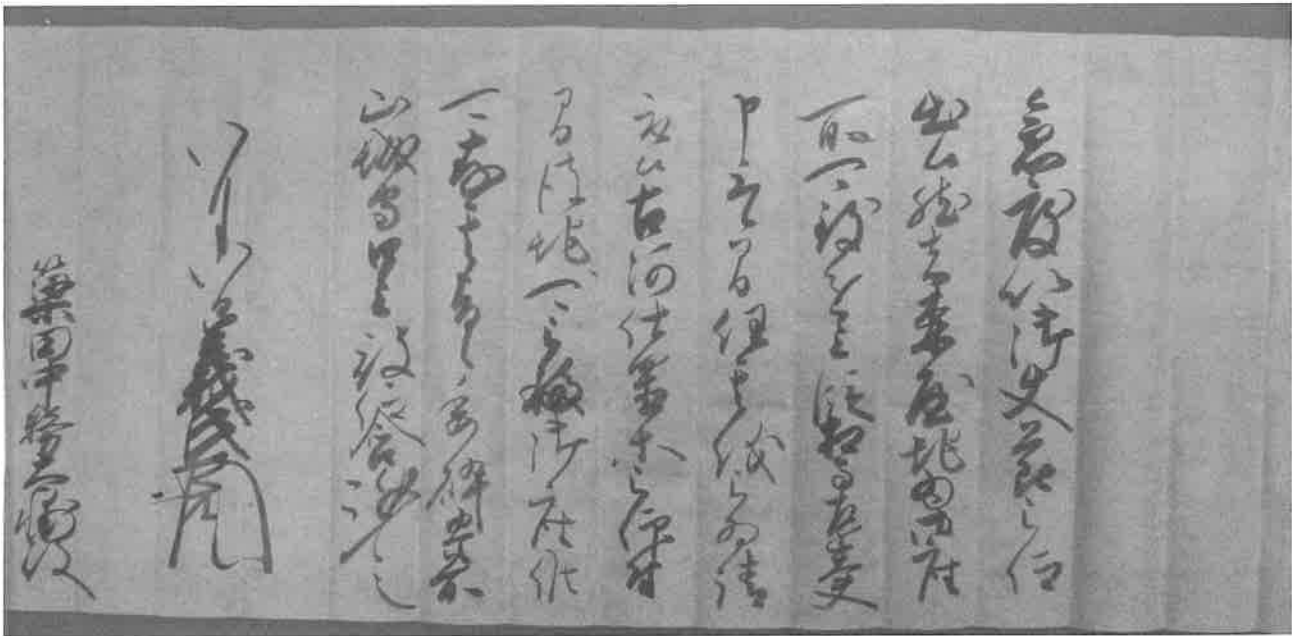
(同上 前段部分)



(同上 中段部分)



(同上 後段部分)



35 (永禄十年) 八月八日 足利義氏書状
(封紙ウハ書)

「築田八郎殿 (持助) (足利)

「(晴助) 義氏
同中務太輔殿」

(端裏)
「(切封墨引)」

急度以御使節被仰」出候、然者、森屋地為御座所」可致進
(守谷) (茨城県守谷市)

上段、相馬左近大夫申上候間、任其儀被為請」取候、古河仕置
(治胤) (茨城県古河市)
等被仰付」間、彼地可被移御座候、「可存其旨候、
委碎豊前」山城守口上被仰含候、謹言、

(永禄十年)
八月八日 義氏(花押)

(晴助)
築田中務太輔殿

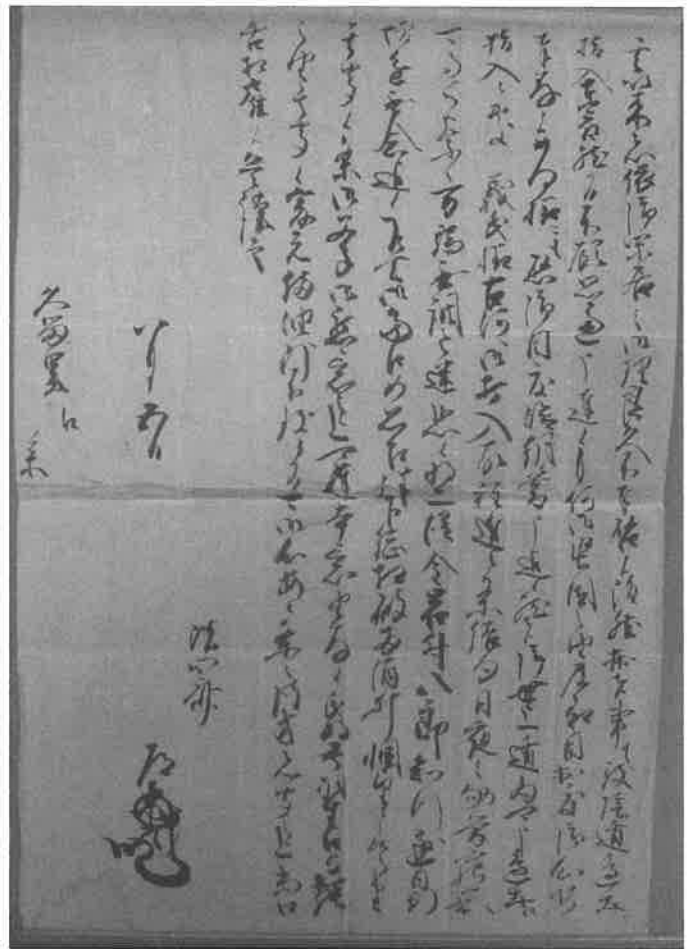
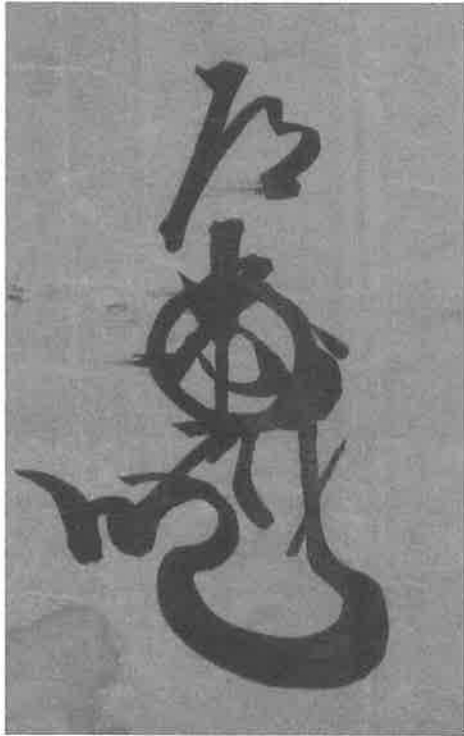


【寸法】 (本紙) 縦二二・一 cm × 横五一・〇 cm

(花押) 縦 四・六 cm × 横 四・八 cm

【備考】 斐紙

現状の封紙(写真)は、No. 33文書のものか。
本文中の「は改行を示す。」



36 (永祿十一年) 八月五日 築田道忠書状 (豎切紙)

其依来者、依御閑居之御理、良久不奉啓候、雖然拙者事も致隱遁辺土二」指入在宿、然間不顧思慮申達候、自何御堅固之由及承、目出度御心安」奉存候、如何様二も懸御目度、從朝暮申

(足利)

迄候、然者御世上遁為可申辺土江」指入候處、義氏様古河へ御打入故、程近候条、結句日夜之劬勞窮屈」可過御察候、万

(千葉県松戸市) (築田持助)

端無調令迷惑候、將亦從金・岩付、八郎知行へ逐日到」増進、

(さいたま市)

無念迄候、乍去御当口如思召、殊下総相破、両酒井悩望申候由、

(土氣・東金)

(里見義堯・義弘)

(北条) (埼玉県羽生市)

其聞候条、御父子御懇意之上、可達本意由存候、氏政号羽生口与地張」之由其聞候、爰元備油断不致候間、可御心安候、条々彼方見聞之上、尚口」舌相雇候、恐々謹言、

(築田晴助)

洗心齋

道忠 (花押)

(永祿十一年) 八月五日

(里見義堯)

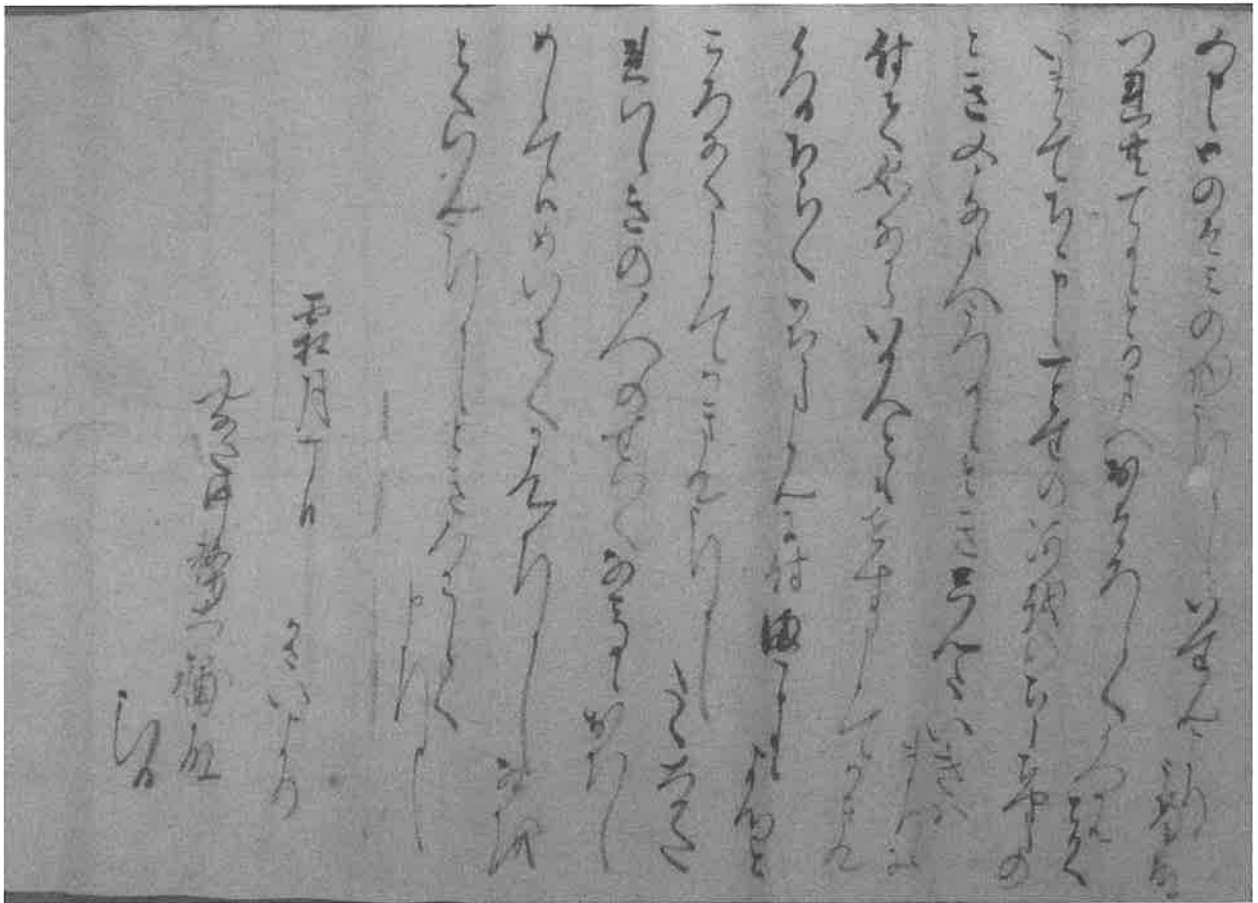
久留里江

参

【寸法】 (本紙) 縦三四・七cm×横二三・〇cm

(花押) 縦 三・七cm×横 三・四cm

【備考】 斐紙 本文中の「」は改行を示す。



37 年末 詳霜月十日 かさい (芳春院殿カ) 書状

(望) (以前) (右)

又申候御のそミの物まいらせ候、いせんよりう衛門尉殿「つれ

(近頃) (恐) (兎角)

共、ちかころさへおそろしく候へは、とかく「い

(遅々) (年) (埼玉県川越市) (籠城)

まゝてちゝ申候、一とせの河越のらうちやうの「とき、

(彼方) (移) (進退) (極)

又かなたへうつり候とき、しんたいきハマり候に「付て、

女ながら、いかんともせずしてかき給」候間、ちらく御

(注進) (書)

御ちうしんに付、まゝにもよんと「ころなくて、かき給

(方) (例式) (誓句) (成)

まいらせ候、たゝ大かた「れいしきの人のせいくなし候

(思召) (迷惑) (猶) (徳蔭軒、三伯)

おほし」めし候てハ、めいわくにて候べく候、なを」とくい

昌伊) (詳)

んまいらせ候とき、くわしく申候べく候、「かしく、

(萬西)

霜月十日 かさいより

(晴助)

やなた中務大輔殿

まいる

【寸法】縦二七・一cm×横四一・二cm
【備考】楮紙

本文中の「は改行を示す。

(あらい・ひろぶみ 当館展示協力員)